

**【報告事項】**

- 横浜マリントワーの工事期間中の仮囲い・塔体等を活用した空間演出について、公募型プロポーザル方式で実施事業者を選考します。
- 本日は、事業内容及び空間演出の提案にあたっての制限等についてご報告します。受託候補者が決定した時点で、具体的な提案内容をもとに横浜市都市美対策審議会景観審査部に諮問します。

**[1] 提案で求める空間演出**

(1) 事業目的

横浜マリントワーは、開港 100 周年にあわせ、市民の発意でみなと横浜のシンボルとして 1961 年（昭和 36 年）に建設され、ピーク時には年間 100 万人以上が訪れるなど、長く市民に親しまれてきました。

次期運営期間開始に向けて、塔体塗装等の修繕工事を令和 4 年 3 月（予定）まで実施するため、その間、横浜マリントワーは休館となります。

工事期間中もその存在感を演出し、特に若い世代に横浜港のシンボルとしての横浜マリントワーの存在を再度認知してもらうための仕掛けを行い、山下町エリア全体の賑わいの維持・創出を図るため、仮囲いや塔体等の魅力アップに向けた企画・制作・設置及び運営（イベント実施等）を、令和元年～3 年度まで同一事業者（共同事業者等）に委託する予定です。



なお、本件は横浜市屋外広告物条例第 12 条「許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等」第 1 項第 7 号「工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で営利を目的としないもの」に該当するものとして整理しています。

(2) 事業実施により達成したい目標

<関内地区都市景観協議地区 行為指針>

- ①港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。
- ②関内地区の新しい魅力を創造する。

<本事業の目標>

- ③横浜マリントワーの都心臨海部におけるシンボル性を再定義し、空間演出を図る。
- ④横浜マリントワー（点）から面（山下町エリア）に波及する賑わい創出を図る。
- ⑤東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催期間中の都市装飾や、創造的イルミネーション等の関連事業との相乗効果を生み出し、本市の計画実現に貢献する。

(3) 制限

<関内地区都市景観協議地区 行為指針>

- ・ 秩序ある広告景観を創出する。（行為指針 08 (1) ④）
- ・ 不快な照明環境を創出しない。（行為指針 09 (3) ①）
- ・ 落ち着いた夜の街路景観を演出する。（行為指針 09 (3) ⑤）
- ・ ライトアップを実施している周囲では、ライトアップと調和した照明環境を創出する。（行為指針 09 (3) ⑥）

<本事業において制限する行為>

- ・ 営利を目的とした表示は不可とする。例えば、企業名や商品名を表示したり、商品や企業を連想させる絵や写真等を表示したりすることは不可とする。
- ・ イルミネーションの実施は、午前 0 時までとする。
- ・ プロジェクションマッピング等の単発のイベントの実施は、20 時半までとする。
- ・ 参加型のインタラクティブな仕掛けをする場合、塔体等に文字を表示する仕掛けは不可とする。  
(特定企業の宣伝になりうる表示の他、不適切な表示を防ぐため)
- ・ 近隣に住宅等があることから、大きな音を出さないなど周囲の環境への影響について最大限配慮すること。

**[2] 事業スケジュール(予定)**

元年度	8月26日	横浜市都市美対策審議会景観審査部【報告】(事業内容、制限等について)
	9月中旬	公募開始
	9月下旬	第一回質問書 提出期限
	10月上旬	質問回答
	10月上旬	参加意向申出書 提出期限
	10月上旬	提案資格確認結果通知
	10月下旬(予定)	仮設工事に関する資料を提案資格者に提供
	11月上旬	第二回質問書 提出期限
	11月中旬	質問回答
	11月下旬	提案書提出
	12月上旬	プロポーザル評価委員会(プレゼンテーション、ヒアリング、審査)開催
	12月中旬	受託候補者決定
	12月下旬頃	横浜市都市美対策審議会景観審査部【審議】(受託候補者の提案内容について)委託契約締結
	3月31日	令和元年度委託 履行期限
2年度	4月1日～	設置、運営開始
3年度	8月31日	設置物の一部撤去(仮囲いを除く)
	3月31日	仮囲いの撤去完了

※受託候補者として選定された事業者の提案内容は、横浜市都市美対策審議会景観審査部にて審議を受け、必要に応じて内容の変更を行います。

※工事施工者の施工計画により、上記スケジュールの一部が変更となる可能性があります。

<プロポーザル評価委員会 メンバー>

委員長	文化観光局 観光MICE振興部 観光振興課長
副委員長	文化観光局 横浜魅力づくり室 企画課 横浜プロモーション担当課長
委員	都市整備局 地域まちづくり部 景観調整課長
	都市整備局 都心再生部 都心再生課長
	都市整備局 企画部 都市デザイン室長
	建築局 公共建築部 施設整備課担当係長



## &lt;参考&gt;

## 横浜市屋外広告物条例（抜粋）

（許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等）

第12条 次に掲げる広告物等は、第6条第1項、第7条、第9条及び第16条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

(1)～(6) 省略

(7) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で営利を目的としないもの

（広告物等に係る基準等）

第16条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)その他の工  
作物の外面を利用する広告物等

(2) 建築物から突出する形式の広告物等

(3) 広告旗

(4) 立看板等

(5) 広告塔及び広告板

(6) 電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識若しくはバス停留所の標識を利用する広告物等

(7) アーチを利用する広告物等

(8) 電車、自動車又は船舶の外面を利用する広告物等

(9) アドバルーン

(10) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める広告物等

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内の広告物等は、当該各号に掲げる事項又は基準に適合しなければならない。

(1) 景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項が定められた同条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」  
という。)の区域 当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項